



東海市在宅訪問理美容サービス事業

在宅で常時寝たきりの、

- ①身体障害者手帳(下肢又は体幹機能障がい) 1級又は2級の交付を受けている方
- ② 65歳以上で、要介護4以上の認定を受けている方
- ③上記①②に準ずる状態の方

※その他の条件あり。詳しくは、裏面や下記の問い合わせ先へ

令和6年7月1日
事業スタート!



市ホームページ



問い合わせ先

- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
 - ▶担当課：社会福祉課（18歳未満の場合：こども課）
 - 電話 052-603-2211 / 0562-33-1111
 - 東海市役所（社会福祉課は1階、こども課は6階）
- 65歳以上で、要介護4又は5の認定を受けている方
 - ▶担当課：高齢者支援課（荒尾町西廻間2-1 しあわせ村内）
 - 電話 052-689-1600





東海市在宅訪問理美容サービス事業（令和6年度）

理容室・美容院に出向くことが困難な在宅で寝たきりの身体障がい者、身体障がい児、要介護認定を受けた高齢者を対象に、理容・美容師が居宅を訪問して理容・美容サービス（調髪又はカット）を実施します。

1 利用できる方（次のいずれに該当する方）

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する市内在住の方で、在宅で、常時寝たきり等の理由により自ら理美容店へ出向くことが困難な方

- (1) 身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障がい）1級又は2級の交付を受けている方
- (2) 65歳以上で、要介護4又は5の認定を受けている方
- (3) 上記の(1)又は(2)に準ずる状態の方（担当課へご相談ください。）

2 助成額、回数（令和6年7月1日から令和7年3月31日まで）

調髪又はカット、清掃、出張費のみが助成の対象です。

- (1) 1回あたり5,000円を助成（自己負担額500円）
- (2) 年間最大5回まで（最大25,000円を助成）

※ 年度途中の申請は、残りの月数に2分の1を乗じて得た回数（端数切り上げ）

3 申請手続き（令和7年3月14日まで）

① 担当課（表面記載）へ申請

▶ 担当課から利用券を発行します。

② 対象の理容室・美容室などに予約

▶ 右の二次元コードから対象の理容室・美容室を確認し、サービスの予約をしてください。

③ 理容・美容サービスを受ける（令和7年3月31日まで）

▶ 親族又は介護従事者等、利用者の状況を把握されている方の同席及び作業補助が必要です。

▶ サービス後、理容室・美容室に500円を支払い、利用券を渡します。

※ 助成対象外のサービスや駐車料金等が発生した場合は、別途支払いが必要になる場合があります。



対象の理容室・美容室の一覧は
担当課窓口にも設置しています

